

奈良県告示第六十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十一年四月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

区域の名称	区域	縦覧場所
奈良市都祁吐山町（〇一四）土石流 警戒区域	奈良市都祁吐山町（〇一四）土石流 警戒区域	奈良県奈良土木事務所 及び奈良市役所危機管 理課
奈良市都祁吐山町（〇一七）土石流 警戒区域	奈良市都祁吐山町（〇一七）土石流 警戒区域	奈良県奈良土木事務所 及び奈良市役所危機管 理課
奈良市針ヶ別所町（〇〇三）土石流 警戒区域	奈良市針ヶ別所町（〇〇三）土石流 警戒区域	奈良県奈良土木事務所 及び奈良市役所危機管 理課
奈良市針町（〇一〇）土石流警戒区	奈良市針町（〇一〇）土石流警戒区	奈良県奈良土木事務所 及び奈良市役所危機管 理課

				域
奈良市上深川町（○一四）土石流警 戒区域	奈良市鹿野園町（○〇一）土石流警 戒区域	次の平面図のと おり	次の平面図のと おり	次 の平面図のと おり
奈良市鹿野園町（○〇一）土石流警 戒区域	奈良県奈良土木事務所 及び奈良市役所危機管 理課	奈良県奈良土木事務所 及び奈良市役所危機管 理課	奈良県奈良土木事務所 及び奈良市役所危機管 理課	及 び奈良市役所危 機管 理課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県県土マネジメント部砂防・災害対策課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。